

議会改革調査特別委員会会議録

令和8年5月26日 午後3時26分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	設 楽 健 夫
副委員長	石 澤 正 広
委 員	矢 口 龍 人
委 員	小座野 定 信
委 員	岡 崎 勉
委 員	来 栖 丈 治
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博 生
委 員	久 松 公 一
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	鈴 木 更 司
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

欠 席 委 員

委 員 佐 藤 文 雄

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 長	越 渡 貴 之
議 会 総 務 課 長	石 川 和 彦
議 会 総 務 課 課 長 補 佐	鴻 巣 智 子
議 会 総 務 課 主 任	川 原 場 智

議 事 日 程

令和8年5月26日（火曜日）午後3時26分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) かすみがうら市議会議会改革に関する調査研究について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後3時26分

○設楽健夫委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

長丁場になっていますけれども、ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会改革調査特別委員会を開催いたします。

傍聴人についてはおりません。

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主任、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

ここで、本日の議題に入ります前に、本日の進め方について説明を申し上げます。

本日は、前回の委員会に引き続き、定数及び報酬に関することを協議いたします。

なお、協議の方法といたしましては、前回いただいたご質問等について、事務局による説明を受け、それに対する質疑を行います。その後、まず、報酬の件について、次に、議員定数について、最後に、費用弁償と政務活動費の件について、これらそれぞれの件ごとに委員の皆様のご意見を集約し、それぞれ結論を出したいと考えております。

それでは、本日の日程事項に入ります。

1、かすみがうら市議会議会改革に関する調査研究についてを議題といたします。

本日は、前回に引き続き、定数及び報酬に関することを協議いたします。

初めに、前回の委員会にてお話のありました資料について、事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（越渡貴之君）

それでは、市議会議員定数及び報酬に関する調査結果の資料をご覧くださいと思います。

黄色い部分が、本市かすみがうら市となっております。前回ご質問いただいた議会費、決算比率ということでございますので、かすみがうら市、一番右側に決算比率0.8となっております。そして、その上、着色してあるグレーの部分、4つの団体が着色されております。一番上から稲敷市、こちらは決算比率で0.7、次に桜川市、こちらが0.8、常陸大宮市0.7、北茨城市1.0ということで、こちらの4団体につきましては、かすみがうら市と人口規模が同じ規模という自治体となっております。

なお、かすみがうら市の下4段目、4段下に小美玉市がございまして、こちらが0.8となっております。そこからずっと下りまして石岡市、こちらが0.8、そのずっと下、一番下から2番目がつくば市0.4、その上3つ目が土浦市で0.5となっております。こちらの決算比率は、決算額にも影響してくるのかなと考

えております。

決算比率については以上でございます。

続きまして、横長の表になります。

こちら県南10市及び類似団体、同規模程度の自治体ということです。その費用弁償と政務活動費の状況となります。

真ん中より半分が左側が費用弁償となっております。かすみがうら市を含めて13市掲載してございます。

費用弁償でございますが、7市は支給されておられません。支給されていないのが龍ヶ崎市、取手市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、そして北茨城市、こちらの7市については費用弁償の支給はございません。支給がある団体ですと、土浦市が1,500円、石岡市が2,000円、つくば市2,000円、常陸大宮市1,500円、桜川市2,000円というような内容になってございます。

そして右半分、こちらは政務活動費になります。かすみがうら市と2つの自治体が同額となっております。石岡市と牛久市、こちらは15万円で同額となっております。それ以外ですと、かすみがうら市より低い自治体が5つの自治体がございます。龍ヶ崎市5万円、取手市10万円、守谷市12万円、北茨城市12万円、桜川市12万円と5つの自治体は本市より低い金額となっております。そして3市、稲敷市、つくばみらい市、常陸大宮市、こちらは政務活動費はなしというような状況となっております。

私からの説明は以上になります。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

私の考えをちょっと申し上げたいと思いますけれども、この給与、報酬は、これ県の最高、最低とずっとランクを出してくれたんでしょうけれども、まず言わなくてはならないのは、報酬値上げというのは報酬審議会のほうには議会から言うべきではないと思います。ただ、その代わりに、この間も言ったように、この1個目で作ってくれた一覧表をくっつけていただきたい。それと、茨城県と全国レベルと。ただ、予算比率ということでいったら0.8と、この都合悪いのは出さないほうがいいと思います、ここははっきり言って。

〔「会議録残っちゃうんで」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員

ああ、そう。いいよ、残っても、本当のことだから。

以上で終わります。

○設楽健夫委員長

分かりました。

そのほか今の話は、報酬審議会のほうについては、資料を提出して検討願いたいということで進めていったほうがいいんじゃないかという話です。

それ以外にご質問、あるいはご意見等ございましたら、お願いします。

○小座野定信委員

付け加えるのを忘れました。

やはり、その報酬審議会の委員の方にちゃんと分かりやすく執行部で行って説明すべきかなと思いますよね。ただ、この表がこういうのありますよと配るんじゃなくて、全国ではこれぐらいですよ、平

均で人口4万人、定数16人でこれぐらいですよ。あと、県内でもこういう位置にいますよということを伝えてもらえれば、報酬審議委員の方も理解してくれるかなというふうに思います。終わります。

○櫻井繁行委員

前回の議会改革調査特別委員会では、僕は報酬は必ず上げるべきで、上げる理由をやっぱり模索しなきゃいけないなど。これは次の世代の議員に伝えるためにも、今そういうタイミングだと思ってお話をさせていただきました。

そのためには、やっぱり定数も下げなきゃいけないのかなと、身を切らなきゃというお話もしていたところでございますけれども、やはり見ると、この自治体においても定数16人というのは決して多くないというような状況にあると思いますし、実は先週、文教厚生委員会で富山県氷見市に行政視察へ行かせてもらいました。人口としては4万人弱なので、かすみがうら市と同等規模でございましたが、議員定数は17名おりました。議員報酬は42万円頂いているんですよ。一般会計たしか職員に確認すると、やっぱり200億円程度だという話があって、富山湾なんかもあって、地の利を生かして経済多少豊かなところもあるかもしれませんけれども、そういったところを文教厚生委員会のメンバーで確認してきた、そういう肌感もございますし、やはり定数は16人のまま、選挙費は1400万円程度削減をする、また民間企業はここ2年間で賃金10%と上がっていますし、物価高騰もございますし、そういったところいろいろ加味をしながら、委員長のほうで何かしらの決議文かそういったものを作っていただいて、僕はこれは報酬審議会に出すというよりは、市長宛てにそういったものを出すというのがベターなのかなと思いついて、やはり報酬審議会というのは独立したものでしょうから、我々はあくまでも市議会としての決議文か要望書なりを意見書なりまずは執行部に出させていただいて、そこから財政面も含めて報酬審議会のほうでしっかりと審議をいただければというふうに思いますので、まずは漠然とした数字かもしれませんが、やはり平成19年3月から9月、このあった38万円というところを目指すというか、あとはもちろん執行部、報酬審議会があって、また財源あつてのことだと思いますが、そういったところを含めて考えていけるようなところで、みんなで一枚岩になっていければなというふうに、まずは選挙日と定数と報酬について、これでは私が議会改革は発議させていただきましたので、三本立てのところはそういったところでクリアをしていけるのかなと。

そのほかにもちょっと費用弁償と政務活動費については、またいろんな様々ご意見あると思うんですが、そういったところでまずは落としどころにはいかがかなというところで、意見をさせていただきます。

以上です。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

今の話ですが、かすみがうら市の特別職報酬等審議会条例、これについて、第2条で審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、というふうにありますから、市長に提出して、市長から審議会に諮問という段取りになるというふうに思います。この条例に従って動いていくというふうに思いますので、今の意見についてはありがとうございました。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それ以外にはご意見ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、議員報酬については引き上げるべきとの意見をいただきましたので、類似する自治体の議員報酬に関する資料を市長へ提出し、間接的に特別職報酬審議会に要望していく形にしたいというふうに思います。

この件については、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員長

では、全員の総意としてその方向性で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小座野定信委員

市長に出す文章の内容、上げてくれか、それとも幾らにしてくれか。金額を入れるのか、金額を入れないのか。

○設楽健夫委員長

これ次の会議で文章については……

暫時休憩します。〔午後 3時40分〕

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。〔午後 3時41分〕

次に、議員定数の件についてに入ります。

議員定数については、先ほどもご意見ございましたように、これまでに現状維持の16人という意見が全体の意見というふうに判断してよいかというふうに思います。

類似する自治体と比較しても16人という議員定数が決して多くないということが分かりましたので、議員定数については現状維持で、各委員においてもご異議なしということで、全体の総意というふうにさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、費用弁償と政務活動費の件についてであります。

この件については、特別職報酬等審議会条例の中の第2項に、議会議員の政務活動費の額という項目がもう入っていますので、市長等のほうから検討をお願いするというを出してもらうような筋道になるかというふうに思います。

費用弁償と議員定数については、先ほど事務局から説明がありましたことを踏まえたと、県南10市及び類似する自治体と比較しても、本市が金額のバランスを著しく欠いているとは言えないことが分かりましたので、本市議会としましては現状維持がよろしいのではないかというふうに思いますが、ご意見を求めたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員長

それでは、この件について、各委員におかれましてもご異議なしということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録、あるいは提出文書の作成の件ですが、委員長に一任していただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員

今いろいろ結論出たようなんですけれども、今後の議会での議決云々があると思うんですけれども、流れをちょっと説明していただけますか、今後の。

○設楽健夫委員長

よろしいですか。

委員会の報告と議決という意味では、12月の同日選挙、そしてもう一つは報酬という件について文書を作っておのおの議決していく、あるいは一括して2つの文書を議決していく。いずれにしても、報告と議決文書というふうな形で整理をしていきたいというふうには思っています。よろしいでしょうか。

○矢口龍人委員

言っている意味が分からないんですけれども、そうすると、例えば6月の議会で今回のこの件の中で要するに提案する内容があるのかどうなのか。それから9月にやるのは何と何なのかということが、流れをちょっと知りたいんですよ。

○設楽健夫委員長

事務局、説明をお願いします。

○議会事務局長(越渡貴之君)

報酬と定数とそして一番最初に全会一致でいただいた議会解散についてなんですけれども、最初に、議会解散については12月1日に解散することを措置するという決議を6月16日の最終日に提出いたします。そして、議員報酬、こちらにつきましても最終日16日に決議という形で提出、決議という形で……

[「何の決議」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長(越渡貴之君)

報酬を引き上げる要望、そういう決議をする形となります。

そして、定数なんです、定数も人数の増減があった場合には決議という形になったかと思うんですけれども、現状維持ということになりますので、これは委員長報告という形で考えております。

以上です。

○矢口龍人委員

もう一度あれさせてもらおうと、議会の解散も12月1日最終日にやるとなると、6月の議会で決議をもって、それが16日の最終日、それが要するに解散のための決議ね。

それと、先ほど言っていた報酬に関しては、これは新しい市長ができて、新しい市長が今度報酬審議委員を選んでその人たちに諮問するわけだから、だからそれは議会はあまり関係ないと思うんですよ。ただ、時期の問題はそれはもちろんあるでしょうけれども、ただ、それが前提でもって今この報酬に関

しての協議しているわけだから、それはもちろん執行部のほうではそういう流れでもってやっていくという前提の上で今こういう協議しているんだと思うんだよね。これでやったからと報酬審議会を開いてくれなかったらどうにもならないわけだから、だからそういう期待をしていくということでもいいと思うんですよ。

それと、あと今言った給与でしょう。それからあと何だ。

[「定数」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

そういうことということですね。

[「ちょっと確認でいいですか」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

報酬に関しては決議文なので、しかるべきときに報酬審議会という形になるでしょうけれども、議会解散については、まず第2回定例会の最終日に委員長の発議かは分からないけれども、決議文をまず可決だね。なおかつ第4回定例会の最終日、12月1日になるけれども、これは最終的な解散だから、ここが特別多数議決になって、5分の4以上の出席の3分の2以上の賛成という形を取ると。16人出ていて、そのうち13人になるのかな。そういった手はずでやるから2段階になっていくという、解散についてはということで理解していればよろしいですよ。これは皆さんの共通認識と思ひまして、そうですね。確認です、よろしく。そうなんですよ、確認させてください。

○設楽健夫委員長

事務局のほう、もう一度その手順について説明していただけますか。

○議会事務局長(越渡貴之君)

それでは、整理させていただきます。

報酬については6月16日、決議をした形で市長のほうへ要望していくと。

解散については、同じく最終日6月16日に決議をしまして、市民の皆様に12月1日解散の態度を表明するということになりまして、12月1日、第4回定例会最終日に解散ということになります。

定数については、現状維持となりますので、6月16日に報告のみという形になりますので。

[「特別多数議決にならないんですか、12月1日は」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長(越渡貴之君)

そうですね、12月1日は特別多数議決というような形になりますので、当日は4分の3以上の出席が必要となります。そして、賛成は5分の4以上となりますので、ご承知おきいただければと思います。

説明は以上でございます。

[「もう一つ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

12月1日ということは期末手当はもらえるということで、一応確認。

○議会事務局長(越渡貴之君)

よろしいでしょうか。委員おっしゃるとおり、支給になるということになります。

○設楽健夫委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては、これまでの決定を踏まえ、本会議へ提出する決議及び報告書案を確認したいと思います。2つですね。

なお、開催日時につきましては、日程調整後、各委員に追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

お疲れさまでした。これで散会いたします。ありがとうございました。

散 会 午後3時52分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会改革調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫